

令和 6 年度決算

地方公会計制度に基づく財務書類

(統一的な基準による地方公会計)



赤磐市

目次

1. 地方公会計制度の背景	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入	1
(2) 地方公会計整備の意義	2
(3) 財務書類整備の目的	3
(4) 財務書類整備の効果	4
2. 財務書類とは	6
(1) 財務書類の構成	6
(2) 勘定科目の説明	8
3. 財務四表	15
(1) 貸借対照表	15
(2) 行政コスト計算書	19
(3) 純資産変動計算書	23
(4) 資金収支計算書	27
4. 財務書類分析	31
(1) 資産の状況(資産形成度)	33
(2) 資産と負債の比率(世代間公平性)	37

(3)	行政コストの状況(効率性)	40
(4)	負債の状況(持続可能性(健全性))	42
(5)	受益者負担の状況(自律性)	45
5.	今後の課題	47
(1)	資産の維持更新における課題	47
(2)	行政運営における課題	49
(3)	公表における課題	51
(4)	他計画との連携・活用における課題	53

1. 地方公会計制度の背景

(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところであります。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところであります。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

(2) 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

(3) 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会に委ねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

(4) 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令 166 条）が添付されますが、これによっても、財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

③ 連結ベースでの財務状況の把握

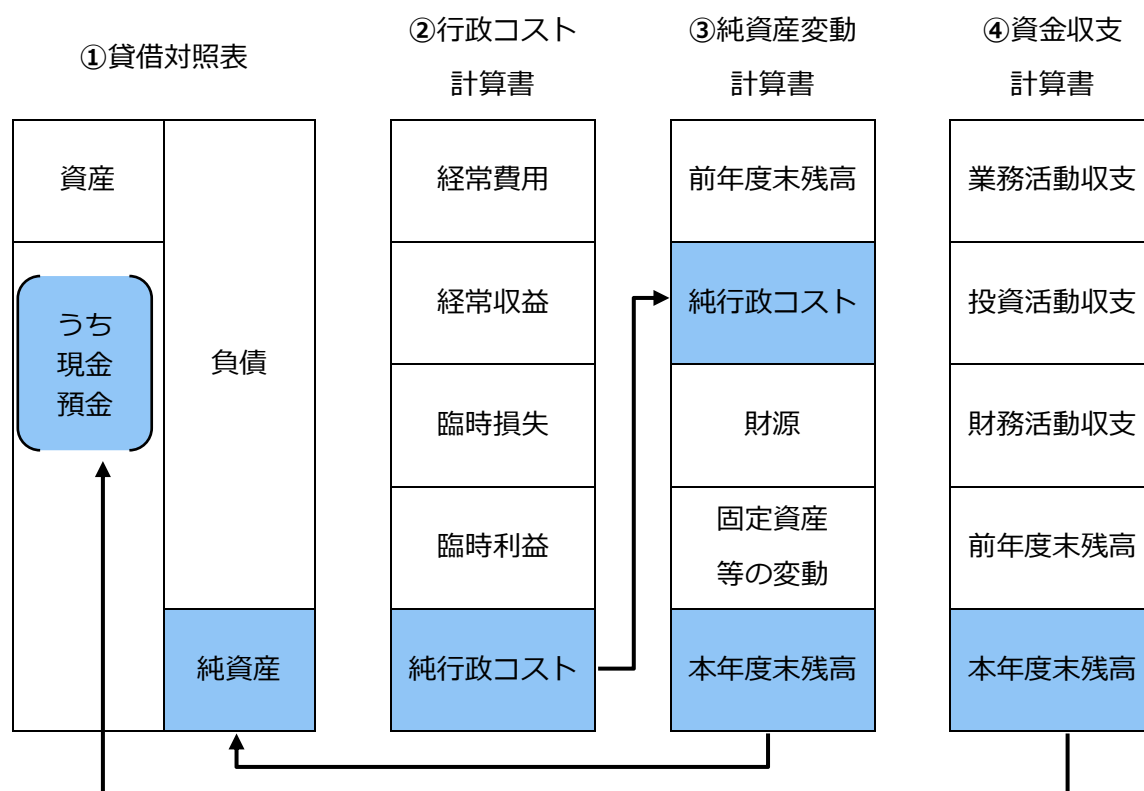
普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法 209 条、同施行令 166 条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

2. 財務書類とは

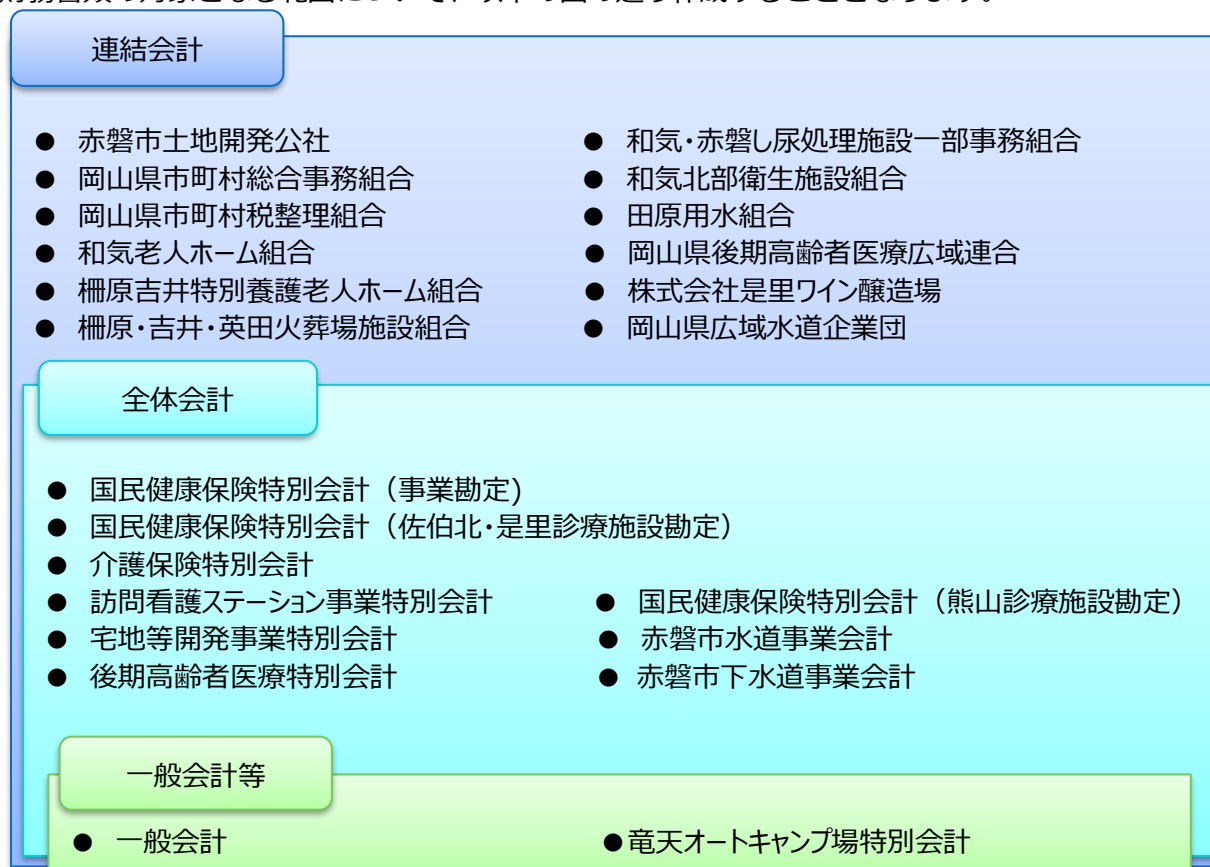
(1) 財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ✧ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ✧ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ✧ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ✧ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類の作成では、「●」を財務書類の対象範囲としております。

また、相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入・繰出	

総務省「連結財務書類作成の手引き」に準じています。

【特記事項】
◇ 財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文(自治法第235条の5等)を注記します。 ◇ 財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、千円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。

(2) 勘定科目の説明

貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産(仮勘定含む)
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物

未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来する貸付金
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は 1 年に取り崩す予定のあるもの。 ※なお、有価証券で保有する財政調整基金については償却原価法を用いております。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が 1 年超の地方債
長期未払金	自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債	
1 年内償還予定地方債	1 年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する 6 月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の 4/6
預り金	第三者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該会計年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益
臨時損失	

	災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
	資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
	投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
	損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
	その他	上記以外の臨時損失
臨時利益		
	資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
	その他	上記以外の臨時利益

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成等による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出

投資活動収入	
国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
基金取崩収入	基金取崩による収入
貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
資産売却収入	資産売却による収入
その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支	
財務活動支出	
地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入	
地方債発行収入	地方債発行による収入
その他の収入	上記以外の財務活動収入

3. 財務四表

(1) 貸借対照表

① 見方

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	41,044,831	71,027,264	74,643,646
有形固定資産	33,325,936	61,586,301	64,390,663
事業用資産	21,156,380	21,353,628	21,958,908
インフラ資産	11,892,847	38,933,593	40,864,490
物品	276,709	1,299,080	1,567,265
無形固定資産	106,422	108,042	2,697,901
投資その他の資産	7,612,472	9,332,920	7,555,082
流動資産	7,772,278	12,558,618	13,086,965
現金預金	704,020	4,727,482	5,100,789
未収金	60,183	283,368	344,666
基金	7,009,838	7,409,448	7,496,787
その他流動資産	-1,762	138,320	144,723
資産合計	48,817,109	83,585,881	87,730,611
負債の部			
固定負債	15,476,622	37,721,116	40,670,877
地方債	14,464,861	25,430,059	26,311,204
退職手当引当金	1,007,103	1,072,884	1,470,334
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	4,659	11,218,173	12,889,338
流動負債	2,411,287	3,830,830	4,032,266
1年内償還予定地方債	1,979,791	2,965,111	3,065,911
賞与等引当金	280,460	319,839	331,698
その他流動負債	151,035	545,880	634,658
負債合計	17,887,909	41,551,946	44,703,142
純資産の部			
固定資産等形成分	48,054,668	78,436,712	82,140,433
余剰分（不足分）	-17,125,468	-36,402,776	-39,112,964
純資産合計	30,929,200	42,033,935	43,027,469
負債・純資産合計	48,817,109	83,585,881	87,730,611

基準日(会計年度末)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか(資産保有状況・資産)と、その資産がどのような財源でまかなわれているのか(財源調達状況・負債&純資産)のストック項目の残高を示します。

勘定科目の内訳など補足情報について、注記・附属明細書の確認することが重要です。

資産の部

行政サービスの提供能力を有する固定資産(道路等のインフラ資産や庁舎等の事業用資産など)と、将来に資金流入をもたらす流動資産(基金・現金預金など)の2種類で構成されています。

地方公共団体は安定した行政サービス提供のため、有形固定資産が資産の大半を占めているのが特徴であり、有形固定資産は換金性が低い点に留意が必要です。

また、管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の河川等、計上されていない資産が存在する点にも留意が必要です。

負債の部

将来において、債権者に対する支払いや返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、翌年度の資金流出(流動負債)と翌々年度以降の資金流出(固定負債)の2種類で構成されています。

次年度以降に償還予定の地方債残高(地方債・1年内償還予定地方債)の額に着目し、多額の場合は減債基金等の積立状況等の確認が重要です。

また、地方債の中には固定資産の取得財源である地方債と、臨時財政対策債等の特例的な地方債の両方が計上されていることに留意し、特例的な地方債については、交付税措置額等の見込額について注記を確認する必要があります。

純資産の部

過去・現在において、資産形成に対する支払いにより地方公共団体から資金流出をもたらしたものであり、有形固定資産等の資産形成のために充当した資源の蓄積(固定資産等形成分)と現金預金等の消費可能な資源の蓄積(余剰分(不足分))の2種類で構成されています。

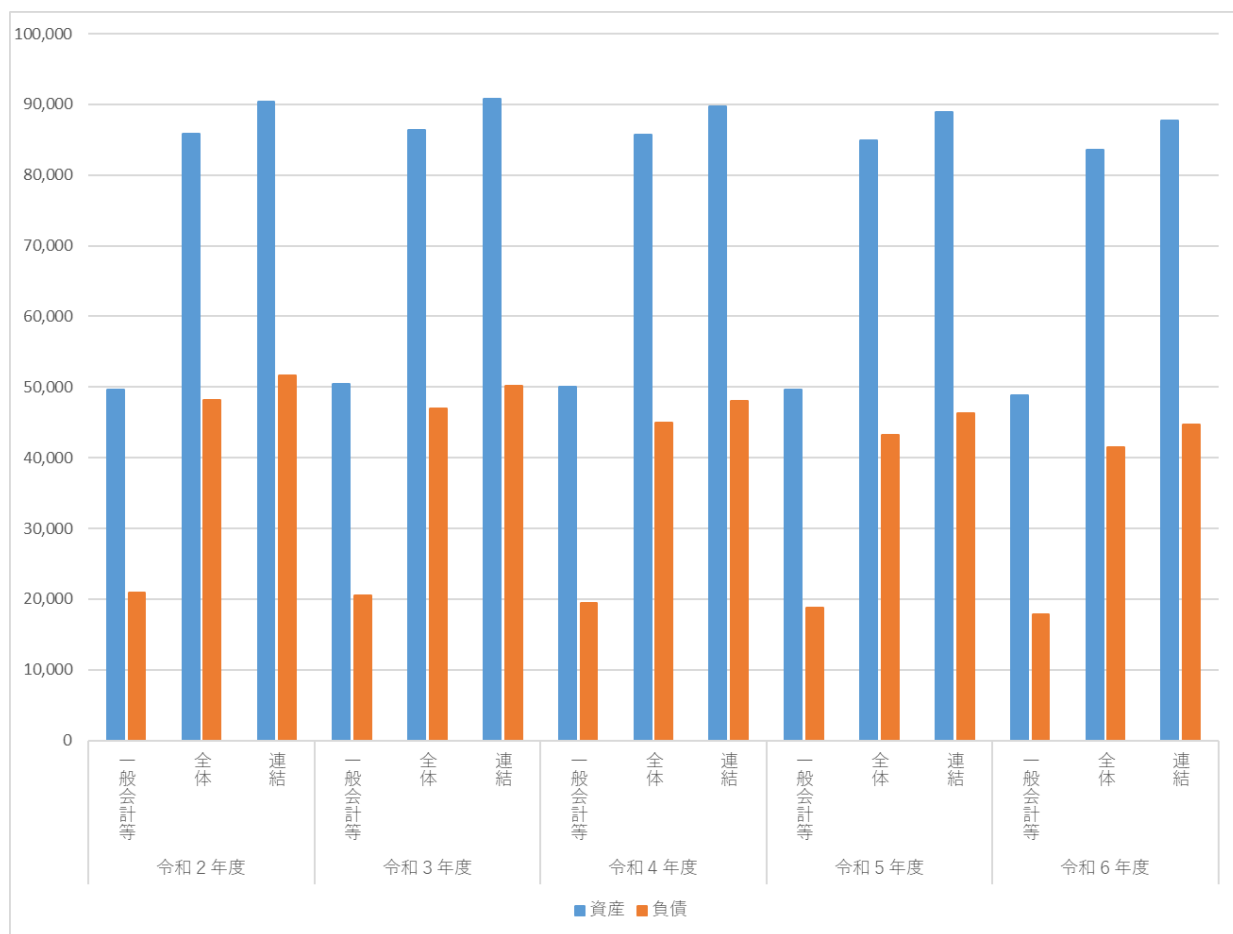
地方公共団体は地方債を発行して有形固定資産等を取得することが多いため、余剰分(不足分)は一般的にはマイナスになります。これは、将来の税収や地方交付税等の財源の収入があることを見越して、現世代が将来世代に負担を先送りしていることを表しています。

純資産は資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではない点に留意が必要です。

② 資産・負債の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	資産	49,640	50,390	50,036	49,689	48,817
	負債	20,985	20,514	19,493	18,756	17,888
全体	資産	85,866	86,398	85,648	84,852	83,586
	負債	48,234	46,951	44,924	43,220	41,552
連結	資産	90,399	90,746	89,727	88,884	87,731
	負債	51,606	50,160	48,025	46,268	44,703



一般会計等

一般会計等においては、資産総額は前年度末から 871 百万円減少（△1.8%）し、負債総額は前年度末から 868 百万円減少（△4.6%）した。

資産のうち、固定資産は前年度末から 476 百万円減少（△1.1%）、流動資産は前年度末から 396 百万円減少（△4.8%）した。

固定資産の減少は、投資による増加分が、減価償却を下回ったためであり、流動資産の減少の主な要因は、財政調整基金の減少に伴うものである。

負債総額の減少は、地方債の償還が進んだことが主な要因であり、地方債残高は固定負債と流動負債合わせて 1,047 百万円が減少（△6.0%）した。

全体会計

全体会計では、資産総額は前年度末から 1,266 百万円減少（△1.5%）し、負債総額は前年度末から 1,668 百万円減少（△3.9%）した。

水道、下水道事業会計ともにインフラ資産への投資による固定資産の増加額が減価償却による減少分を下回ったため、全体会計においても、資産総額が減少している。

負債額においては、水道、下水道ともに地方債の償還が進んだ結果となっている。

連結会計

連結会計では、前年度末から、資産が 1,154 百万円（△1.3%）減少し、負債は 1,565 百万円（△3.4%）減少している。

(2) 行政コスト計算書

① 見方

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	19,936,900	30,164,358	37,757,018
業務費用	10,975,323	14,587,196	15,632,287
人件費	4,415,277	4,988,285	5,354,547
職員給与費	3,146,236	3,560,484	3,737,144
その他人件費	1,269,041	1,427,801	1,617,403
物件費等	6,297,154	8,983,884	9,538,525
物件費	4,365,209	5,641,892	5,914,581
維持補修費	344,452	496,313	551,041
減価償却費	1,587,493	2,845,678	3,072,825
その他物件費	-	-	78
その他の業務費用	262,892	615,028	739,216
移転費用	8,961,576	15,577,162	22,124,731
補助金等	4,054,198	13,271,822	19,759,344
社会保障給付	2,275,952	2,277,830	2,283,092
その他移転費用	2,631,426	27,510	82,294
経常収益	465,905	2,084,235	2,487,837
使用料及び手数料	204,108	1,492,716	1,722,100
その他経常収益	261,797	591,519	765,737
純経常行政コスト	19,470,995	28,080,123	35,269,181
臨時損失	39,293	41,433	150,945
臨時利益	19,245	20,699	123,133
純行政コスト	19,491,043	28,100,857	35,296,994

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を表します。

得られる情報は、当該年度の行政コスト計算書のみならず、過去の年度と比較して、どのコストが増減しているかに着目し、増減の多い勘定科目について、要因を追究することも重要です。

また、類似団体と比較して、どのコストの金額や比率が大きいのかに着目し、コストの金額や比率の乖離が大きい勘定科目について、要因を追究することも考えられます。

純経常行政コスト

一会計期間中の資産形成に結びつかない経常的な行政運営活動において、税を主とする一般財源等で賄うべきコストを表します。

地方公共団体の活動のために経常的に発生する人件費、物件費、移転費用（補助金等）などの費用から、使用料・手数料等の受益者負担収益を差し引くことで求められます。

減価償却費は、地方公共団体側からすれば1年間に使用した固定資産の価値減少分ですが、住民側からすれば1年間の施設やインフラ(道路等)のサービス享受分となるため、受益者負担を考慮する場合、この住民の満足度といったような見えない部分まで含めて議論することが重要です。

純行政コスト

一会計期間中の行政運営活動において、税を主とする一般財源等で賄うべきコストを表します。

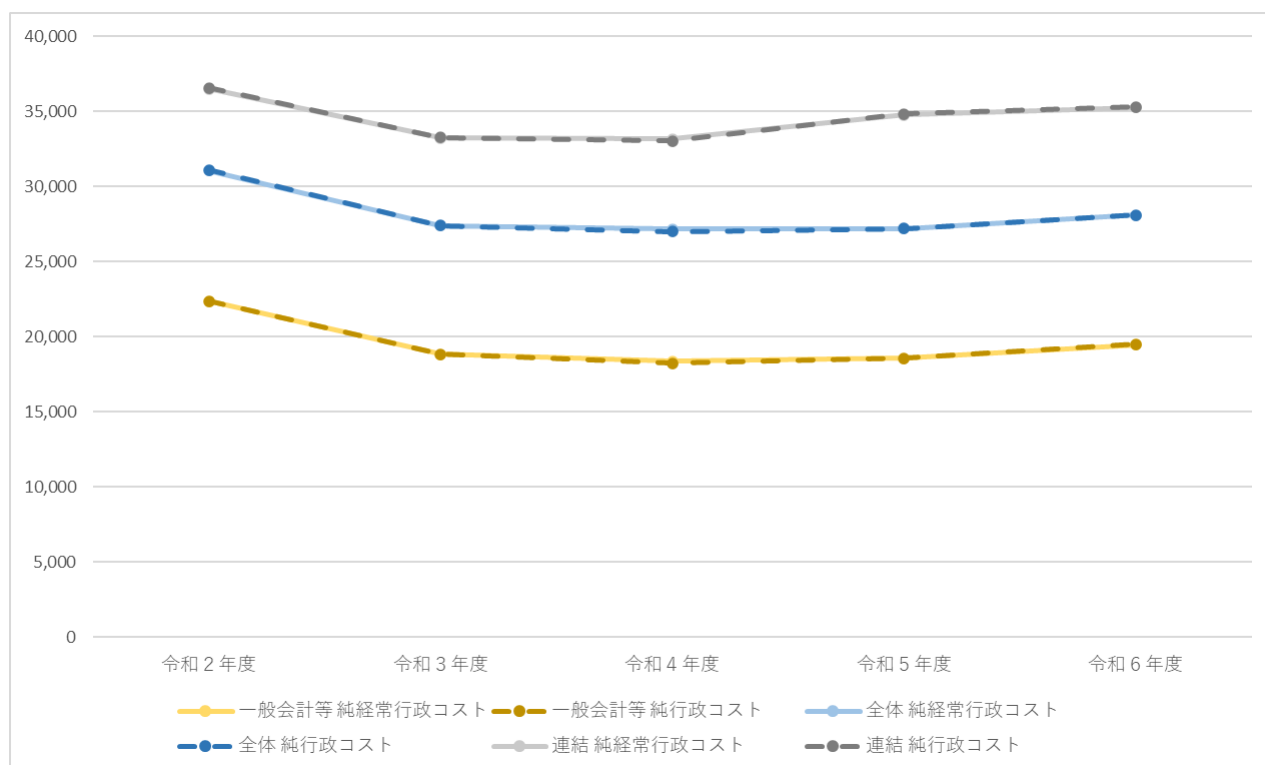
“純経常行政コスト”に臨時に発生する損失・利益を加味することで求められます。

臨時に発生する損失は災害復旧事業費や施設の除却等が該当し、臨時に発生する利益は、災害に伴う共済保険料等が該当します。

② 行政コストの状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	純経常行政コスト	22,358	18,821	18,371	18,552	19,471
	純行政コスト	22,363	18,829	18,230	18,560	19,491
全体	純経常行政コスト	31,051	27,397	27,142	27,179	28,080
	純行政コスト	31,090	27,405	27,002	27,188	28,101
連結	純経常行政コスト	36,499	33,228	33,169	34,753	35,269
	純行政コスト	36,538	33,239	33,030	34,818	35,297



一般会計等

純行政コストは前年比 931 百万円(5.0%)、純経常行政コストは前年比 919 百万円(5.0%)となっている。

経常費用は 19,937 百万円となっており、業務費用が 10,975 百万円、移転費用が 8,962 百万円となっている。業務費用のうち、最も金額内訳が大きいのは物件費(4,365 百万円)で、前年度比で見ると 70 百万円増加している。増加要因のうち大きかったものは教育用消耗品の約 56 百万円、パソコン借上料の約 46 百万円増加などが挙げられる。

全体会計

公営事業会計を含めた全体会計では、純行政コストは前年比 912 百万円(3.4%)、純経常行政コストは前年比 901 百万円(3.3%)となっている。一般会計等に比べて、国民健康保険や介護保険の負担金が補助金等に計上されるため、移転費用の割合が高くなっている。

連結会計

経常収益は連結対象団体の収益等を計上したことで全体会計に比べて 404 百万円の増加、経常費用は連結対象団体の人件費や物件費が計上されるため、7,593 百万円増加している。純行政コストは全体会計に比べて 7,196 百万円の増加となった。

(3) 純資産変動計算書

① 見方

(単位：千円)

一般会計等 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	30,932,515	48,925,554	-17,993,039
純行政コスト	-19,491,043	-	-19,491,043
財源	19,486,287	-	19,486,287
税収等	14,388,642	-	14,388,642
国県等補助金	5,097,645	-	5,097,645
固定資産等の変動（内部変動）	-	-872,327	872,327
有形固定資産等の増加	-	1,081,323	-1,081,323
有形固定資産等の減少	-	-1,588,374	1,588,374
貸付金・基金等の増加	-	1,606,707	-1,606,707
貸付金・基金等の減少	-	-1,971,983	1,971,983
その他	1,441	1,441	-
本年度純資産変動額	-3,315	-870,886	867,571
本年度末純資産残高	30,929,200	48,054,668	-17,125,468

全体会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	41,631,886	79,596,915	-37,965,029
純行政コスト	-28,100,857	-	-28,100,857
財源	27,436,527	-	27,436,527
税収等	17,343,214	-	17,343,214
国県等補助金	10,093,313	-	10,093,313
固定資産等の変動（内部変動）	-	-1,162,340	1,162,340
有形固定資産等の増加	-	1,901,495	-1,901,495
有形固定資産等の減少	-	-2,846,559	2,846,559
貸付金・基金等の増加	-	1,964,769	-1,964,769
貸付金・基金等の減少	-	-2,182,044	2,182,044
その他	1,066,379	2,136	1,064,243
本年度純資産変動額	402,049	-1,160,203	1,562,252
本年度末純資産残高	42,033,935	78,436,712	-36,402,776

連結会計 勘定科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	42,616,149	83,202,534	-40,586,385
純行政コスト	-35,296,994	-	-35,296,994
財源	34,413,026	-	34,413,026
税収等	21,054,173	-	21,054,173
国県等補助金	13,358,854	-	13,358,854
固定資産等の変動（内部変動）	-	-1,415,171	1,415,171
有形固定資産等の増加	-	1,991,204	-1,991,204
有形固定資産等の減少	-	-3,074,334	3,074,334
貸付金・基金等の増加	-	1,933,890	-1,933,890
貸付金・基金等の減少	-	-2,265,931	2,265,931
その他	1,295,287	353,070	942,217
本年度純資産変動額	411,320	-1,062,101	1,473,421
本年度末純資産残高	43,027,469	82,140,433	-39,112,964

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目(固定資産等形成分・余剰分(不足分))が、1年間でどのように変動したかを表します。

地方税・地方交付税などの一般財源や国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として計上され、行政コスト計算書で算出された費用(純行政コスト)が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因がわかります。

1年間の純行政コストの金額に対して、財源(税収等及び国県等補助金)の金額がどの程度あるかを比較することにより、行政サービスの提供に必要となるコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているのかを把握することが可能です。

本年度差額

純行政コストの金額と税収等及び国県等補助金の金額の差額は、発生主義ベースで財政的な収支均衡が図られているかどうかを表します。

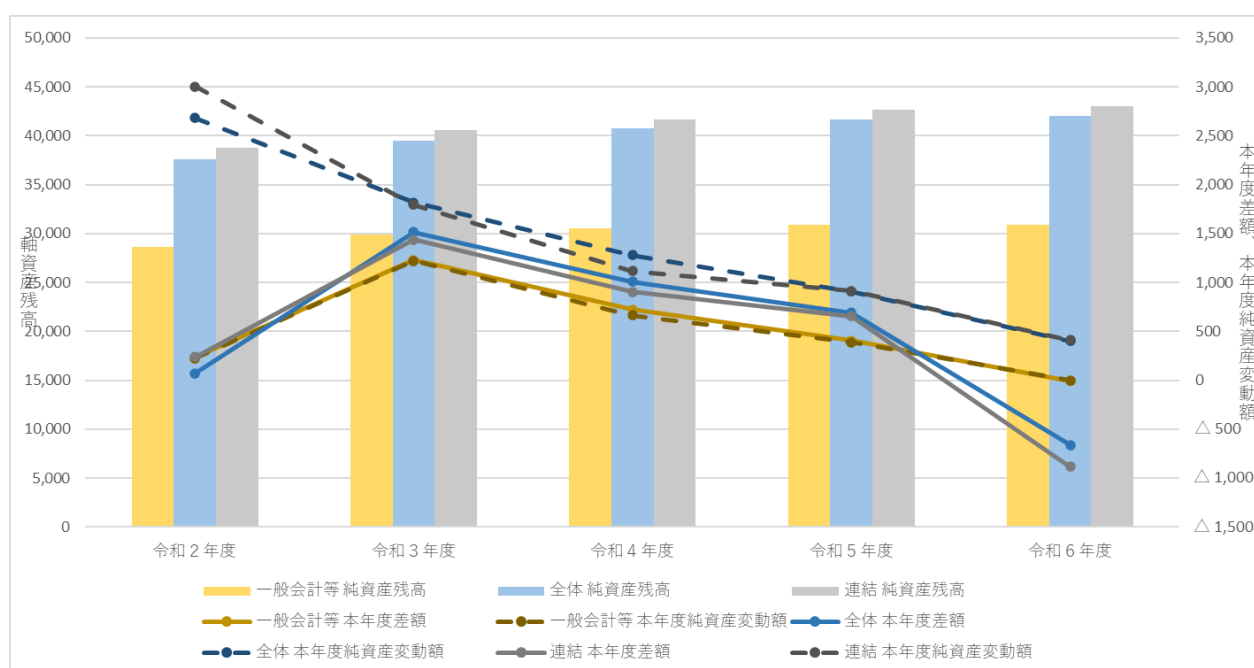
コストと収益の差額は、民間企業においては損益や利益という形で示されることが想定されますが、地方公共団体においては意味が異なる点に留意が必要です。

プラスの場合は、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスの場合は、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを意味します。

② 純資産変動の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	本年度差額	236	1,228	723	404	△ 5
	本年度純資産変動額	223	1,221	666	390	△ 3
	純資産残高	28,655	29,876	30,542	30,933	30,929
全体	本年度差額	70	1,515	1,008	693	△ 664
	本年度純資産変動額	2,683	1,816	1,277	908	402
	純資産残高	37,632	39,447	40,724	41,632	42,034
連結	本年度差額	239	1,438	902	655	△ 884
	本年度純資産変動額	3,005	1,793	1,115	914	411
	純資産残高	38,794	40,587	41,702	42,616	43,027



一般会計等

一般会計等においては、税収等の財源（19,486 百万円）が純行政コスト（19,491 百万円）を下回ったことから、本年度差額は△5 百万円（前年度比△409 百万円）の減少となり、最終的な純資産変動額については、△3 百万円（前年度比△394 百万円）となった。

全体会計

全体会計では、財源（27,437 百万円）が純行政コスト（28,101 百万円）を下回ったことから、本年度差額は△664 百万円（前年度比△1,357 百万円）となった。

一般会計等と比べて、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計等のコストも増えるため、本年度差額のマイナス幅が約△660 百万円多くなっている。一方で本年度純資産変動額は一般会計等と比較して 405 百万円多くなっているが、これは水道事業、下水道事業における長期前受金戻入や水道事業における資本金の増加が要因である。

連結会計

連結会計では、財源（34,413 百万円）が純行政コスト（35,297 百万円）を下回ったことから、本年度差額は△884 百万円（前年度比△1,539 百万円）の減少となった。

(4) 資金収支計算書

① 見方

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	18,156,326	27,078,419	34,488,123
業務費用支出	9,194,729	11,501,031	12,125,363
移転費用支出	8,961,597	15,577,388	22,362,760
業務収入	19,762,573	29,279,114	36,656,942
臨時支出	11,132	13,273	122,782
臨時収入	-	1,455	103,888
業務活動収支	1,595,116	2,188,877	2,149,925
投資活動収支			
投資活動支出	2,353,784	3,189,467	3,280,740
公共施設等整備費支出	1,081,323	1,774,200	1,872,129
基金積立金支出	1,237,701	1,380,507	1,406,981
その他投資活動支出	34,760	34,760	1,630
投資活動収入	1,840,188	2,265,388	2,448,329
国県等補助金収入	165,548	517,359	548,027
基金取崩収入	1,626,576	1,626,576	1,778,848
その他投資活動収入	48,064	121,454	121,454
投資活動収支	-513,597	-924,079	-832,411
財務活動収支			
財務活動支出	2,031,838	2,986,330	3,101,418
地方債償還支出	2,026,756	2,981,248	3,096,336
その他財務活動支出	5,082	5,082	5,082
財務活動収入	979,794	1,654,499	1,722,299
地方債発行収入	979,794	1,239,394	1,278,416
その他財務活動収入	-	415,105	443,883
財務活動収支	-1,052,044	-1,331,831	-1,379,118
本年度資金収支額	29,475	-67,033	-61,604
前年度末資金残高	531,462	4,651,432	4,994,684
本年度末資金残高※	560,937	4,584,399	4,957,432
本年度末現金預金残高※	704,020	4,727,482	5,100,789
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	24,352
※本年度歳計外現金残高	143,083	143,083	143,357

一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う資金取引を3つの主要な活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにします。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支は、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した要因が明らかにされるのが特徴です。

それぞれ活動の性格が異なるため、収支に係る評価の仕方も異なることに留意が必要です。

業務活動収支

税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄えているかどうか(投資活動や財務活動の余力があるか)を表します。

但し、災害復旧事業費や施設除却事業費等の臨時的な収支が含まれることに留意が必要です。

通常プラスになることが望ましく、マイナスの場合はその要因を分析することが重要です。臨時収支を除いた収支(業務収入△業務支出)がマイナスになる場合、財政的に良好ではないと言えます。

プラスの場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支・財務活動収支も賄うのが一般的です。

投資活動収支

公共施設等の整備や基金の積立・投資等の投資的な活動に関する支出に対して、国県等補助金や基金取崩をどれだけ充当したかを表します。

資産形成等が行われればマイナスになることが多く、プラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示すことが多く考えられます。

財務活動収支

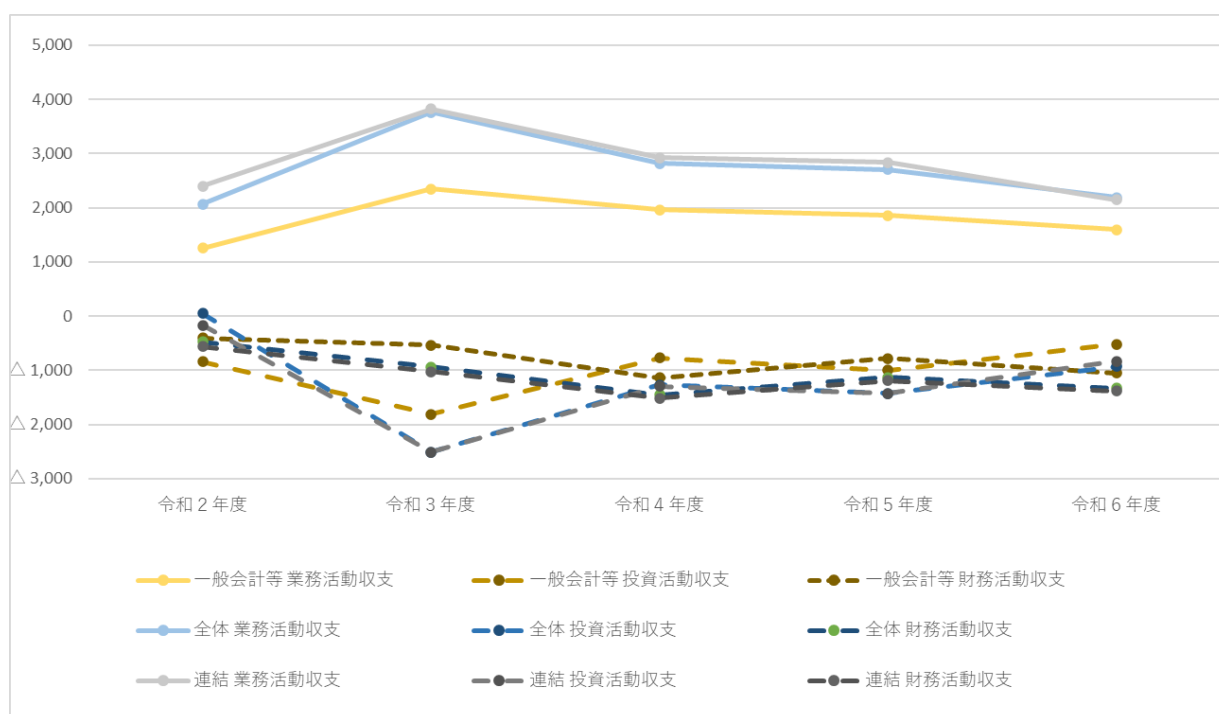
当年度の地方債等の発行(収入)及び地方債等の償還(支出)の状況を表します。

マイナスの場合は、地方債の償還が進んでいることを示しますが、プラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還に可能となる収入(基金残高)が見込まれるか留意する必要があります。

② 資金収支の状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等	業務活動収支	1,258	2,351	1,967	1,856	1,595
	投資活動収支	△ 837	△ 1,806	△ 772	△ 1,000	△ 514
	財務活動収支	△ 405	△ 535	△ 1,136	△ 782	△ 1,052
全体	業務活動収支	2,069	3,760	2,818	2,704	2,189
	投資活動収支	53	△ 2,507	△ 1,264	△ 1,426	△ 924
	財務活動収支	△ 469	△ 933	△ 1,447	△ 1,129	△ 1,332
連結	業務活動収支	2,397	3,823	2,922	2,836	2,150
	投資活動収支	△ 171	△ 2,507	△ 1,293	△ 1,420	△ 832
	財務活動収支	△ 559	△ 1,020	△ 1,514	△ 1,187	△ 1,379



一般会計等

一般会計等においては、業務活動収支は 1,595 百万円であったが、投資活動収支については、△514 百万円となった。財務活動収支については、地方債発行収入が償還支出を下回ったことから、△1,052 百万円となっている。

本年度末資金残高は前年度から 29 百万円増加し、561 百万円となった。

今後とも、業務活動収支がマイナスとなることがないように、健全な行政運営を行う。

全体会計

全体会計では、国民健康保険税や介護保険料が税収等収入に含まれること、水道料金等の使用料及び手数料収入があることなどから、業務活動収支は一般会計等より 594 百万円多い 2,189 百万円となっている。投資活動収支は、一般会計や水道会計・下水道会計における公共施設への投資の結果△924 百万円となっている。財務活動収支は、地方債発行収入が地方債償還支出を下回ったことから、△280 百万円となり、最終的に本年度末資金残高は前年度から 67 百万円減少し、4,584 百万円となった。

連結会計

連結会計では、業務活動収支は全体会計より 39 百万円少ない 2,150 百万円となっている。投資活動収支では、連結対象団体が基金の取り崩し等を行ったことから、全体会計より 92 百万円増加し、△832 百万円となっている。財務活動収支は、地方債償還支出が地方債発行収入を上回ったことから、△1,379 百万円となり、本年度末資金残高は前年度から 61 百万円減少し 4,957 百万円となった。

4. 財務書類分析



公会計の目的のひとつである「財政の効率化・適正化」を達成するためには、作成した財務書類の読解・経年比較や類似団体比較を用いた分析の実施は必要不可欠となっています。その後、セグメント別分析による政策評価や、個別施設計画・財政計画といった各種計画との連携を踏まえたうえで、財政シミュレーションを実施することで予算編成への活用が可能となります。

従来の決算統計(地方財政状況調査)や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく健全化判断比率などの既存の指標に加え、統一的な基準による地方公会計の情報を用いて、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する新たな指標を算出することにより、財政状況を 5 つの観点から多角的に分析することが可能となるため、「財政の効率化・適正化」の先駆けとなる“資産債務管理”・“費用管理”によって財政状況の適切な現状把握を致します。

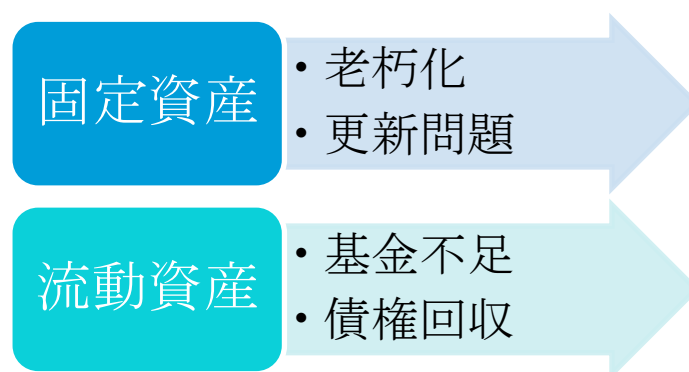
指標については、当該年度の類似団体比較（数値分析・指標分析）や経年比較（数値・指標の増減分析）により分析することにより、財政状況の特徴や傾向を把握することができます。さらに、決算統計や地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等や、複数の指標組み合わせることによって、より多面的な分析を行うことができますが、この分析結果を実際の財政運営に活かしていくことが重要です。その方法の一つとして、類似団体の数値を参考にするほか、財務書類に計上される金額や指標等を財政運営上の具体的な目標値として設定することなどが考えられます。

指標の分析にあたって、地方公共団体特有の制度として、管理者と所有者が異なるために計上されていない道路等の資産や、地方債のうち後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額等があるため、注記や附属明細書に記載されるこれらの金額を踏まえて行うことも重要です。

なお、指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、複数年度の傾向を踏まえた分析を行うことなどに留意が必要です。

(1) 資産の状況(資産形成度)

資産の状況は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」等を表しています。



資産に関する情報は、歳入歳出決算に添付される財産に関する調書(地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び同施行規則第 16 条の 2)においても、公有財産(土地及び建物、山林、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利並びに財産の信託の受益権)、物品、債権及び基金の種別に提供されています。しかし、土地及び建物並びに山林は地積や面積で測定され、動産も個数で表示されるなど、地方公共団体の保有する資産の価値に関する情報を得ることはできません。

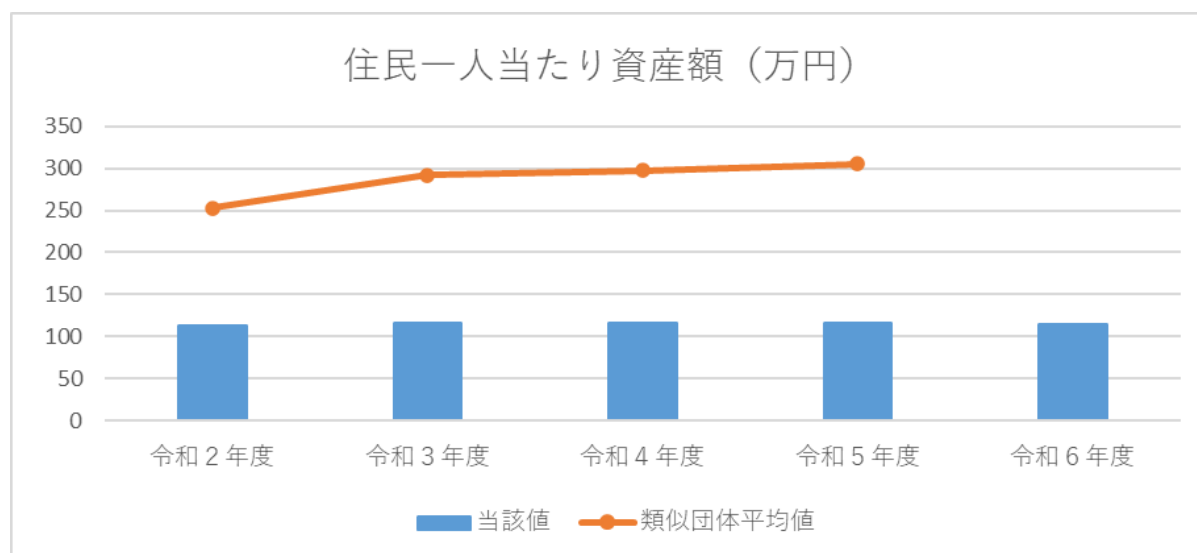
また、決算統計の財政力指数や経常収支比率、地方公共団体財政健全化法の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった財政指標が既にあります。いずれも資産の状況を表す指標ではないため、資産の状況に関する指標は財務書類を作成することによって得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いて分析することにより、住民等に対して資産に関する情報を提供するものといえます。

① 住民一人当たり資産額（万円）

（金額：万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産合計	4,964,036	5,038,973	5,003,562	4,968,858	4,881,711
人口	43,925	43,602	43,244	42,759	42,490
当該値	113.0	115.6	115.7	116.2	114.9
類似団体平均値	252.6	291.8	297.5	305.4	

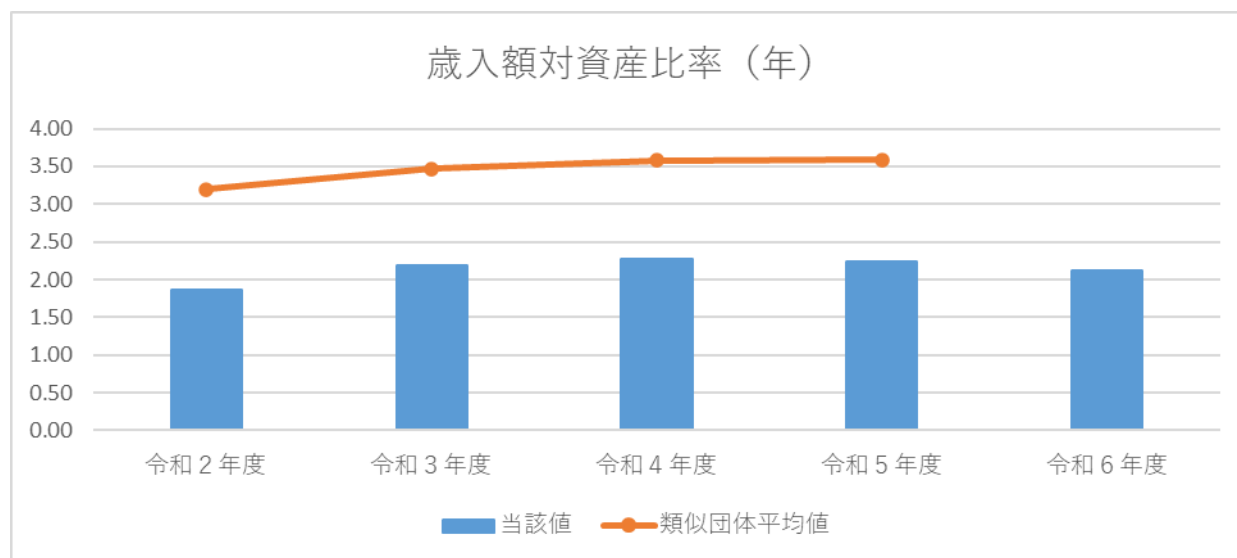


算式	資産合計 / 住民基本台帳人口
目的	住民等への情報開示 他団体比較により、行政サービスに対する資産額の把握
留意事項	地理的要件の違い等
分析	住民一人当たり資産額が類似団体平均を下回っている。 令和6年度は114.9万円となっており、前年度から微減となっている。人口、資産合計ともに減少しているが、人口が前年度と比べ減少した以上に資産合計が減少したことが要因となっている。 資産合計の減少要因としては、減価償却費が新規の固定資産取得額を上回ったことなどが挙げられる。

② 歳入額対資産比率（年）

（金額：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産合計	49,640	50,390	50,036	49,689	48,817
歳入総額	26,607	23,052	21,948	22,318	23,097
当該値	1.87	2.19	2.28	2.23	2.11
類似団体平均値	3.20	3.47	3.58	3.58	



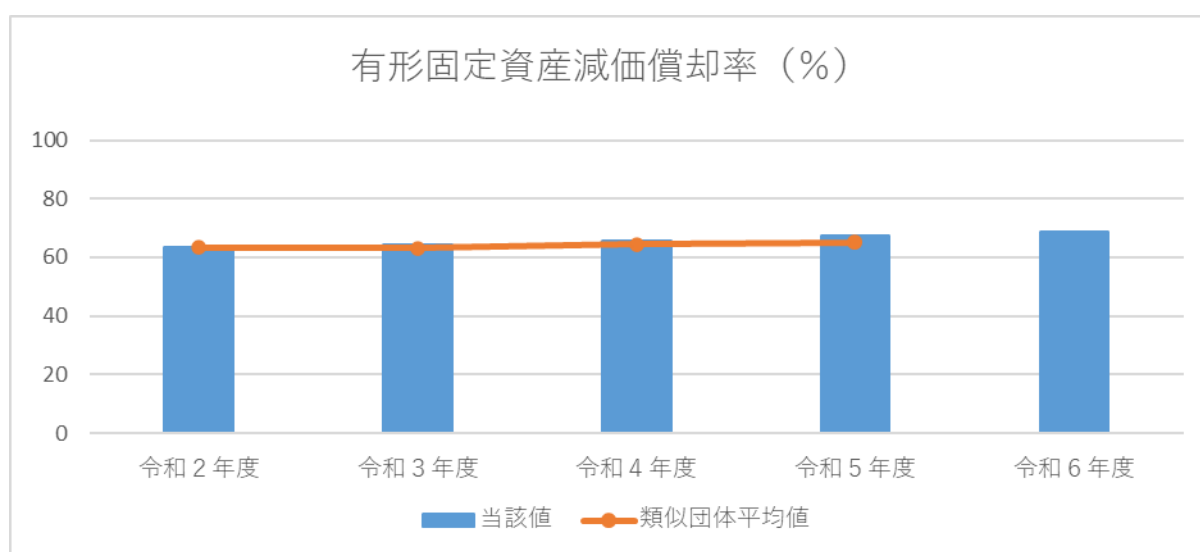
算式	資産合計 / （ 歳入総額 ）
目的	資産形成度合の把握
留意事項	歳入総額に前期繰越金が含まれる
分析	歳入額対資産比率については、類似団体平均とほぼ同水準の傾向にある。 令和6年度は2.11年となっており、前年度と比べ0.12年減少している。歳入総額が前年度と比べ増加し、一方で資産合計が減少したことが要因となっている。

③ 有形固定資産減価償却率（％）

（金額：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減価償却累計額	43,056	44,429	45,860	47,321	48,697
有形固定資産 ※1	67,754	69,026	69,983	70,444	70,823
当該値	63.5	64.4	65.5	67.2	68.8
類似団体平均値	63.4	63.2	64.4	64.8	

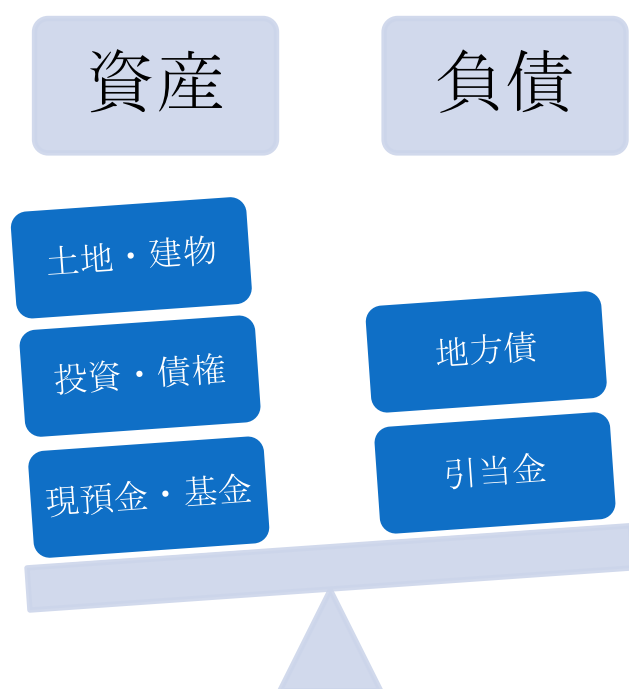
※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額



算式	$\left(\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}} \right) \times 100$
目的	耐用年数に対する資産の経過度合の把握
留意事項	減価償却累計額の算定には耐用年数省令に基づいており、資産長寿命化対策の結果が直接反映されないため、今後の検討課題となっている
分析	有形固定資産減価償却率が類似団体平均を下回っている。 令和6年度は68.8%となっており、前年度と比べ1.6%高くなっている。減価償却により減価償却累計額が増加したことが要因となっている。今後は公共施設総合管理計画に基づき、長寿命化の推進や既存施設の点検等、適正な維持・更新を図る。必要に応じて、施設の統廃合も検討する。

(2) 資産と負債の比率(世代間公平性)

資産と負債の比率は、「将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっているか」を表すものです。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされます。



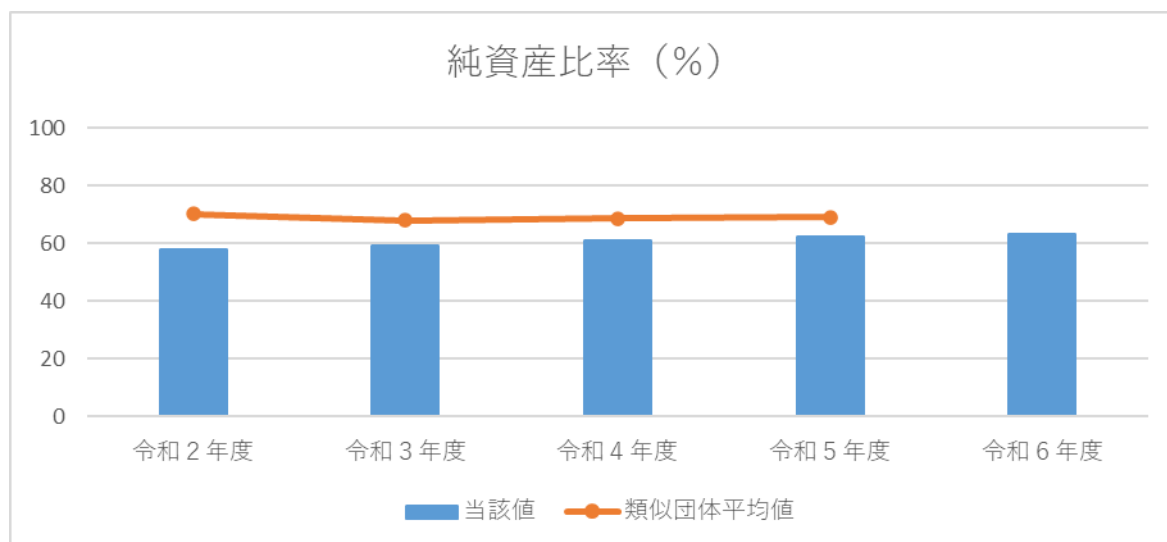
資産と負債の比率を表す指標としては、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率がありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担の状況を端的に把握するものであり、純資産比率や社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）が分析指標として挙げられます。ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。

したがって、公共施設等の整備においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が確保されるように地方財政制度上の仕組みが整備されていることに十分留意する必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

④ 純資産比率（％）

（金額：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
純資産	28,655	29,876	30,542	30,933	30,929
資産合計	49,640	50,390	50,036	49,689	48,817
当該値	57.7	59.3	61.0	62.3	63.4
類似団体平均値	70.3	67.9	68.6	69.2	

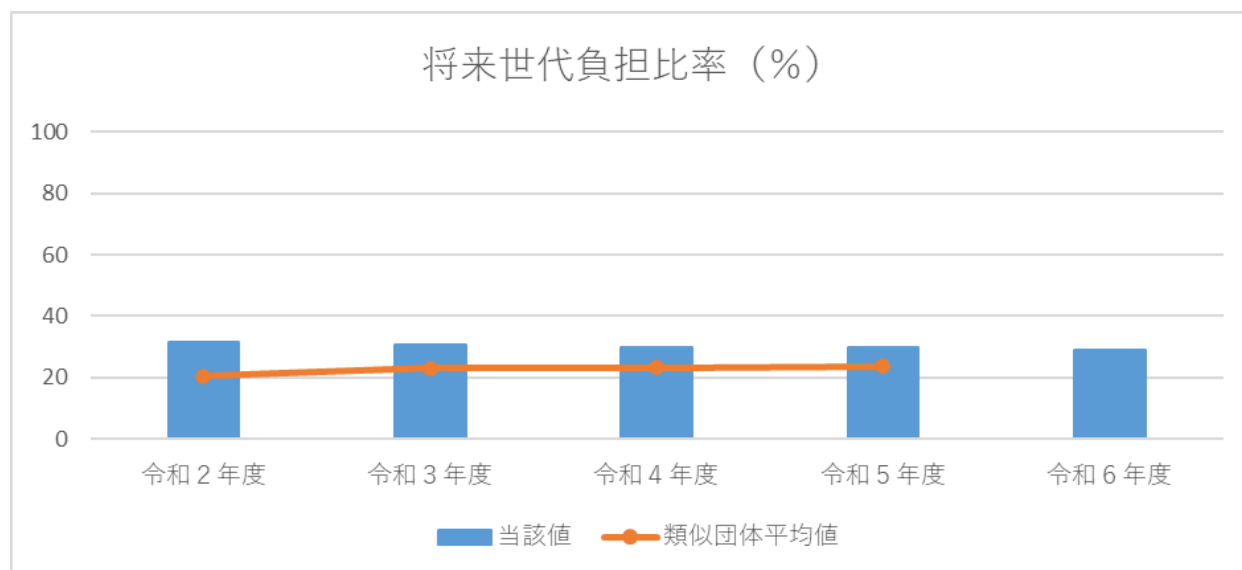


算式	$\left(\frac{\text{純資産}}{\text{資産合計}} \right) \times 100$
目的	将来世代・現在世代の負担割合の推移・傾向把握
留意事項	純資産の内訳（固定資産等形成分・余剰分（不足分））
分析	純資産比率は類似団体平均値を上回っている。令和6年度は63.4%となっており、前年度と比べ1.1%高くなっている。ただしこれは、純資産が前年度と比べ増加したことよりも、資産合計が減少したことの方が要因としては大きい。

⑤ 将来世代負担比率（％）

（金額：百万円）

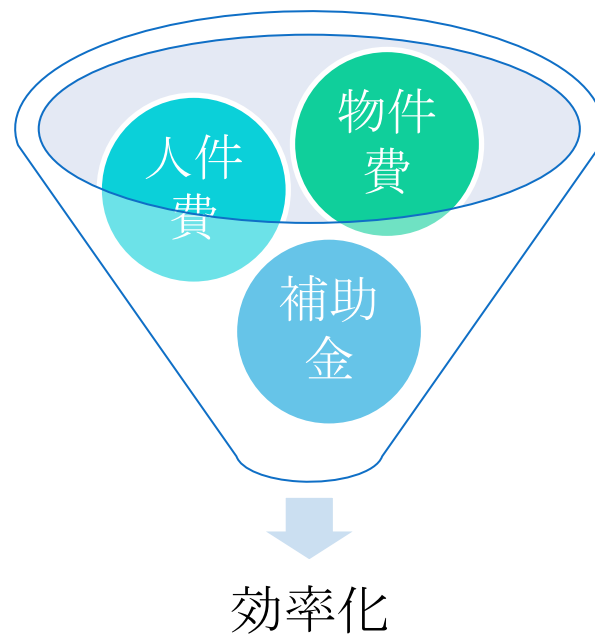
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債残高 ※1	11,086	10,665	10,177	10,096	9,753
有形・無形固定資産合計	34,929	34,947	34,294	33,938	33,432
当該値	31.7	30.5	29.7	29.7	29.2
類似団体平均値	20.5	23.1	23.3	23.7	



算式	$\left(\frac{\text{地方債残高} \times}{\text{有形・無形固定資産合計}} \right) \times 100$ ※特例地方債(臨時財政対策債等)は除く
目的	将来世代の負担比重の把握
留意事項	地方債残高から特例地方債が除いて算出される
分析	社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を示す将来世代負担比率は、類似団体平均を下回っている。令和6年度は29.2%となっており、前年度と比べ0.5%低くなっている。有形・無形固定資産は前年度と比べ減少したが、それを上回る割合で地方債残高が減少したことにより将来世代の負担は軽減されたことが分かる。

(3) 行政コストの状況(効率性)

行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。

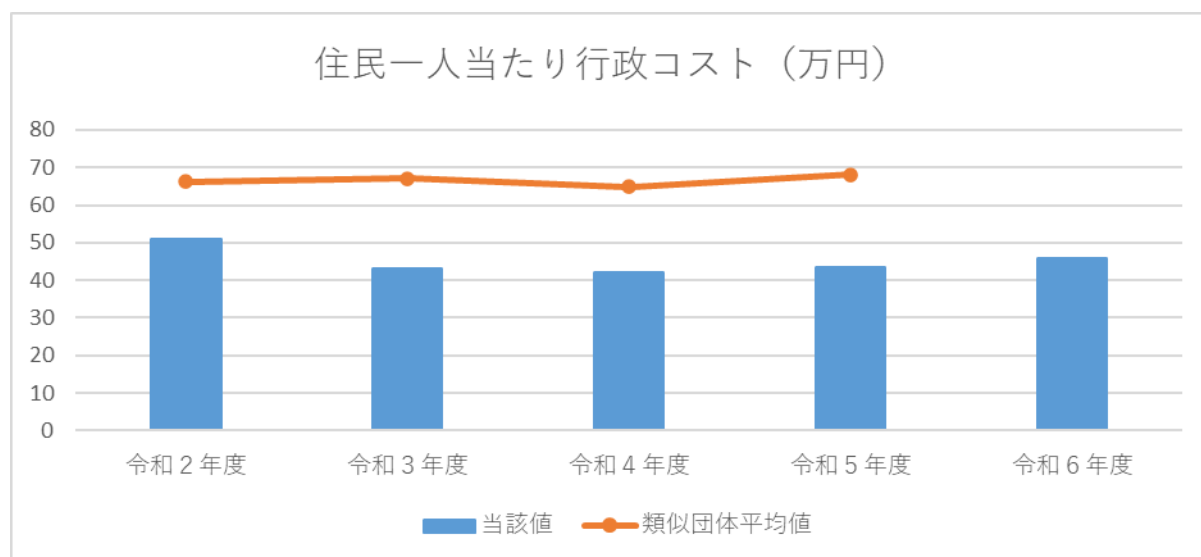


行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価等において個別に分析が行われていますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化に資する情報を一括して提供するものです。行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

⑥ 住民一人当たり行政コスト（万円）

（金額：万円）

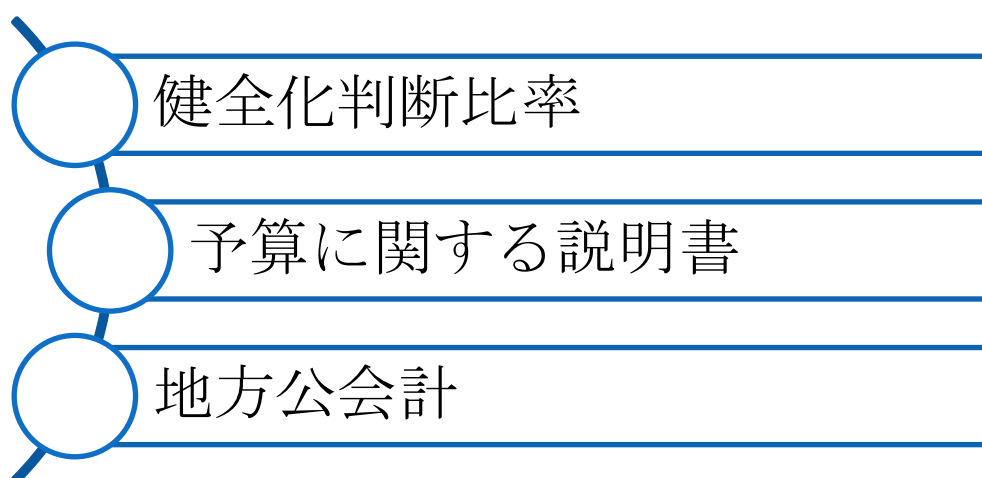
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
純行政コスト	2,236,290	1,882,917	1,822,960	1,856,043	1,949,104
人口	43,925	43,602	43,244	42,759	42,490
当該値	50.9	43.2	42.2	43.4	45.9
類似団体平均値	66.3	67.0	64.8	68.1	



算式	純行政コスト / 住民基本台帳人口
目的	住民への情報開示 他団体比較により、効率性の度合いを分析
留意事項	地方公共団体の人口規模や面積等
分析	住民一人当たりの行政コストは類似団体平均値を下回っている。 令和6年度は45.9万円となっており、前年度と比べ2.5万円増加している。人口が減少したことに加えて、純行政コストが前年度と比べ増加していることが要因となっている。 純行政コスト増加の主な要因としては、物件費が前年度比で見ると7,021万円増加したことである。引き続き、住民へ提供するサービスのバランスを考慮し、コストの削減に努める。

(4) 負債の状況(持続可能性(健全性))

負債の状況は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報を提供することができます。

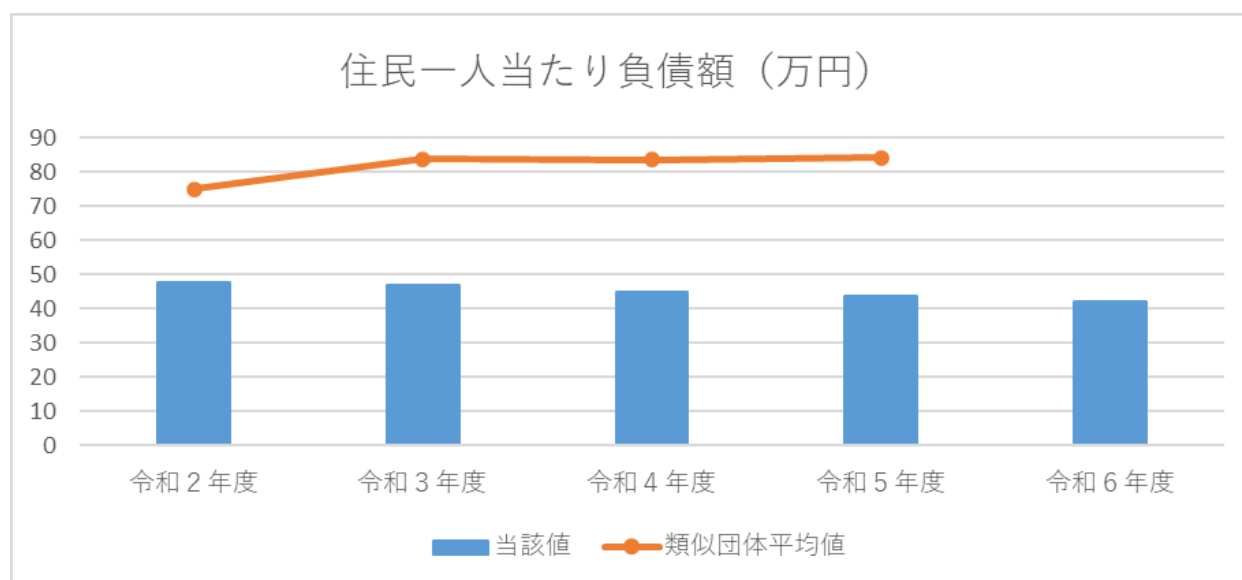


地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額及び地方債現在高についてそれぞれ調書が添付されていますが（地方自治法施行令第144条及び同施行規則第15条の2）、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることとなります。財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、基礎的財政収支（プライマリーバランス）や債務償還可能年数が挙げられます。

⑦ 住民一人当たり負債額（万円）

（金額：万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負債合計	2,098,524	2,051,388	1,949,331	1,875,607	1,788,791
人口	43,925	43,602	43,244	42,759	42,490
当該値	47.8	47.0	45.1	43.9	42.1
類似団体平均値	75.1	83.9	83.7	84.3	



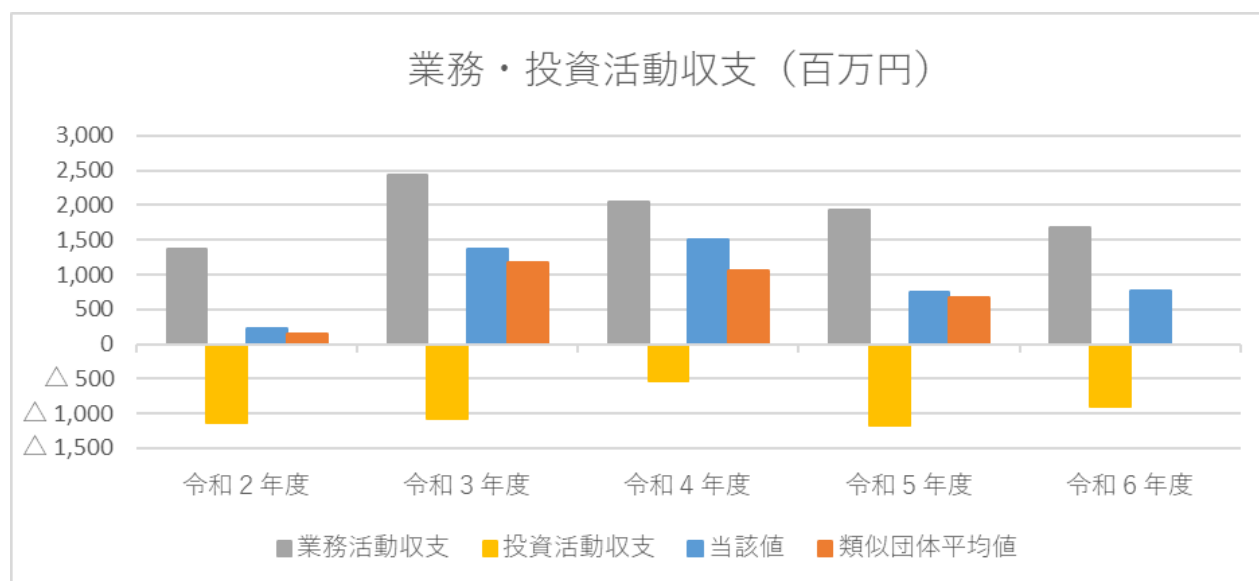
算式	資産額 / 住民基本台帳人口
目的	住民等への情報開示 他団体比較により、行政サービスに対する資産額の把握
留意事項	団体ごとの財政規模
分析	住民一人当たり負債額は、類似団体平均値を下回っている。令和6年度は42.1万円となっており、前年度と比べ1.8万円減少している。これは人口の減少割合以上に地方債が前年度と比べ減少したことが主な要因となっている。

⑧ 業務・投資活動収支（百万円）

（金額：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動収支 ※1	1,370	2,443	2,047	1,931	1,677
投資活動収支 ※2	△ 1,137	△ 1,076	△ 539	△ 1,177	△ 902
当該値	233	1,367	1,508	754	775
類似団体平均値	139.7	1,169.5	1,064.8	668.4	

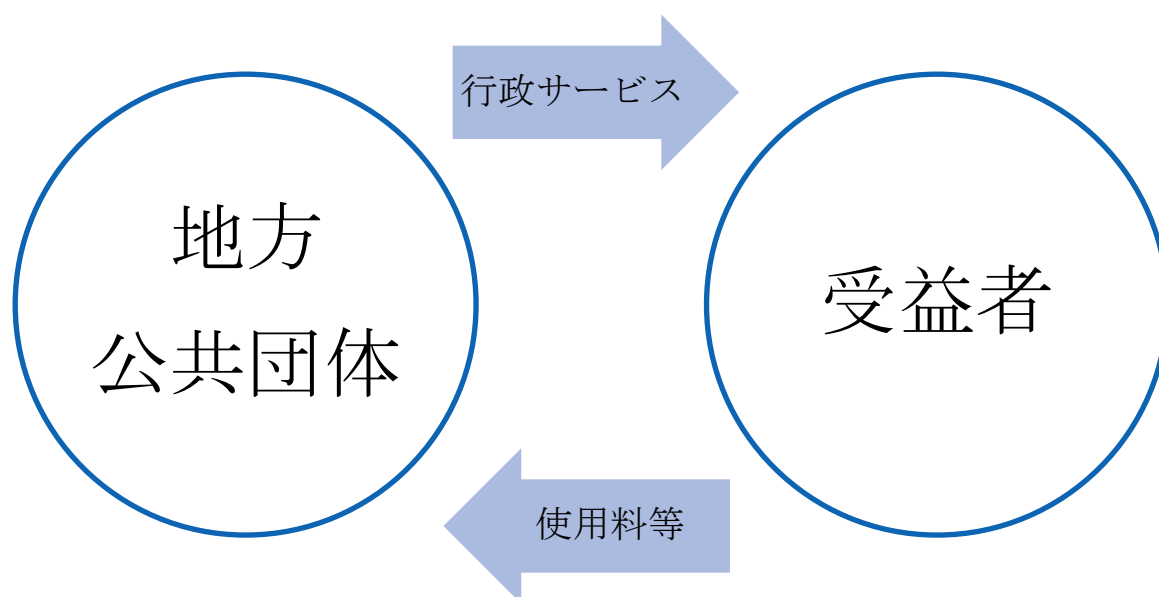
※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。



算式	業務活動収支 + 支払利息支出 + 投資活動収支 + 基金積立支出 - 基金繰入収入
目的	財政運営のバランスの把握
留意事項	一概に黒字であれば評価できるものではない 国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではない
分析	業務・投資活動収支は、類似団体平均を下回っている。基金の取崩収入及び基金積立支出を除いた投資活動収支の赤字分を業務活動収支の黒字分が補ったため 775 百万円の黒字となっている。 今後とも業務・投資活動収支が黒字となるよう、健全な行政運営・適正な公共投資に努める。

(5) 受益者負担の状況(自律性)

受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

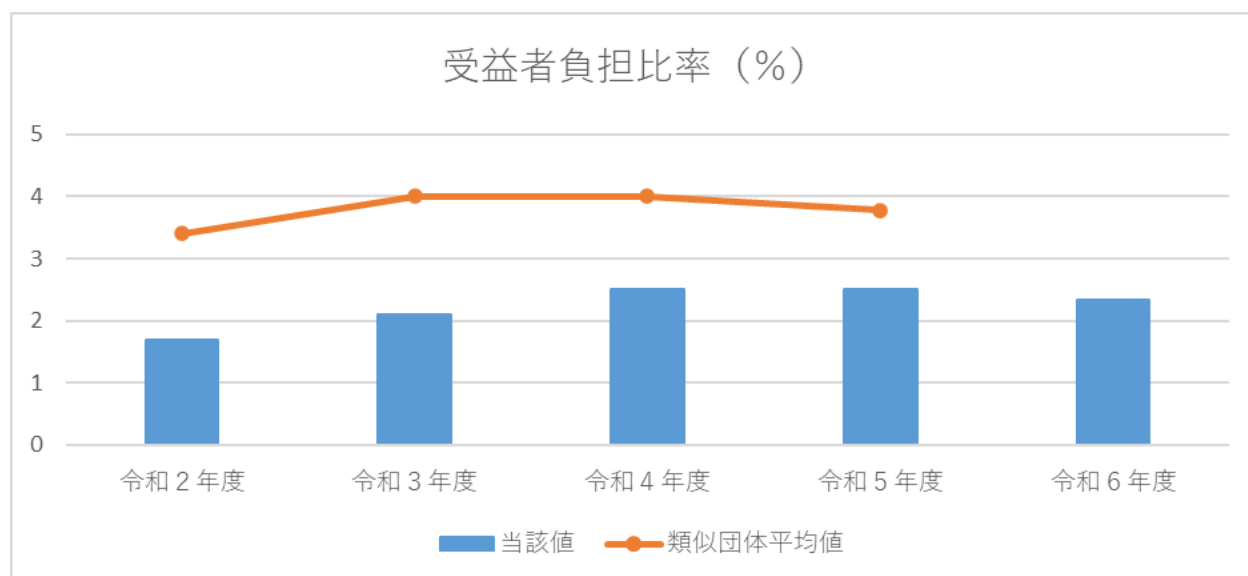


これは、決算統計における歳入内訳や財政力指数が関連しますが、財務書類においても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

⑨ 受益者負担比率（％）

（金額：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	385	409	480	476	466
経常費用	22,744	19,230	18,851	19,029	19,937
当該値	1.7	2.1	2.5	2.5	2.3
類似団体平均値	3.4	4.0	4.0	3.8	



算式	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$
目的	行政サービスの提供に対する受益者負担度合の把握
留意事項	受益者負担に類似する分担金や負担金が経常収益に含まれない
分析	受益者負担比率は類似団体平均を下回っている。 令和6年度は2.3%となっており、前年度と比べ0.2%減少している。経常費用が前年度と比べ増加し、一方で経常収益が減少したことにより指標は低値した。 将来的には公共施設の維持に要する経費の増加が見込まれることから、公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の点検、長寿命化の推進、統廃合、集約化・複合化及び廃止に取り組むことで、経常費用を削減する必要がある。 また、受益と負担の明確化の観点から、公共施設等の使用料の見直しなど、受益者負担の適正化に努める必要がある。

5. 今後の課題

(1) 資産の維持更新における課題

将来の資産更新必要額

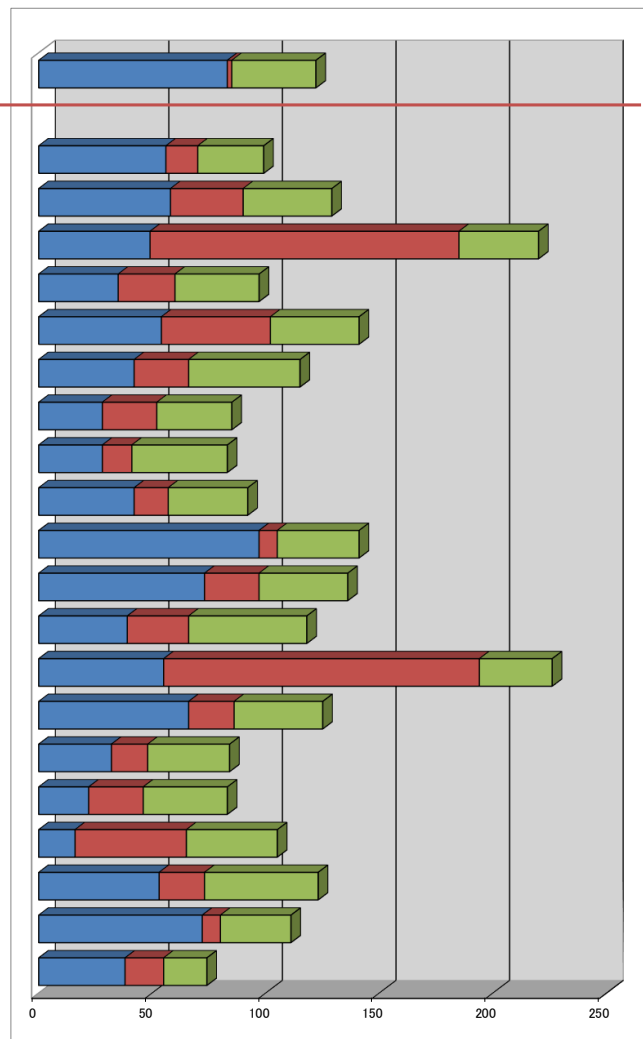
自治体名：赤磐市
年度：令和6年度

(単位：億円)

年度	建物	公共施設	その他	合計	年平均
～2024	83	2	37	122	

2025～2029	56	14	29	99	20
2030～2034	58	32	39	129	26
2035～2039	49	136	35	220	44
2040～2044	35	25	37	96	19
2045～2049	54	48	39	141	28
2050～2054	42	24	49	115	23
2055～2059	28	24	33	84	17
2060～2064	28	13	42	82	16
2065～2069	42	15	35	92	18
2070～2074	97	8	36	140	28
2075～2079	73	24	39	137	27
2080～2084	39	27	52	118	24
2085～2089	55	139	32	226	45
2090～2094	66	20	39	125	25
2095～2099	32	16	36	83	17
2100～2104	22	24	37	83	17
2105～2109	16	49	40	104	21
2110～2114	53	20	50	123	25
2115～2119	72	8	31	112	22
2120～2124	38	17	19	74	15

2124年までの 合計	1,038	685	786	2,505	
----------------	-------	-----	-----	-------	--



この他に地方債の返済、新設備の建設費が必要です。
(全ての資産を現在価格で作直す。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つを前提として集計しています。

上記のグラフは、固定資産台帳に計上されている資産において、今後の減価償却費の発生額をもとに、資産の更新（建て直し（新築））必要額を表しています。建物には庁舎や公営住宅等が、公共施設にはインフラ資産（道路・橋梁等）が、その他には物品等が該当します。ただし、資産の建て直しであっても維持補修であっても、資金が将来必要になりますが、必要額が異なるため、シミュレーション等を実施する場合は個別施設計画等の内容を考慮する必要があると考えられます。

また、現在、総務省より行われている「地方公会計の整備により得られるストック情報等に関する調査」における“施設類型”単位での償却資産の減価償却率の算定や後述のセグメント分析における資産情報の利用などに向けて、財務書類の作成によって作成した固定資産台帳の精度を今後より一層高めていく必要があります。

施設類型	
道路	図書館
橋梁・トンネル	体育館・プール
公営住宅	福祉施設
港湾・漁港	市民会館
認定こども園・幼稚園・保育所	一般廃棄物処理施設
学校施設	保健センター
児童館	消防施設
公民館	庁舎

具体的な課題としては、「固定資産台帳の現物確認」「セグメント分析を見据えた施設番号(コード)の付与」などがあげられます。

「固定資産台帳の現物確認」

固定資産台帳に計上されている資産が実際に存在しているかを確認することで、適正な資産総額を把握します。将来の資産更新必要額や施設の使用状況等の情報により、今後の公共施設の適切な保有状況を検討していくにあたって重要です。

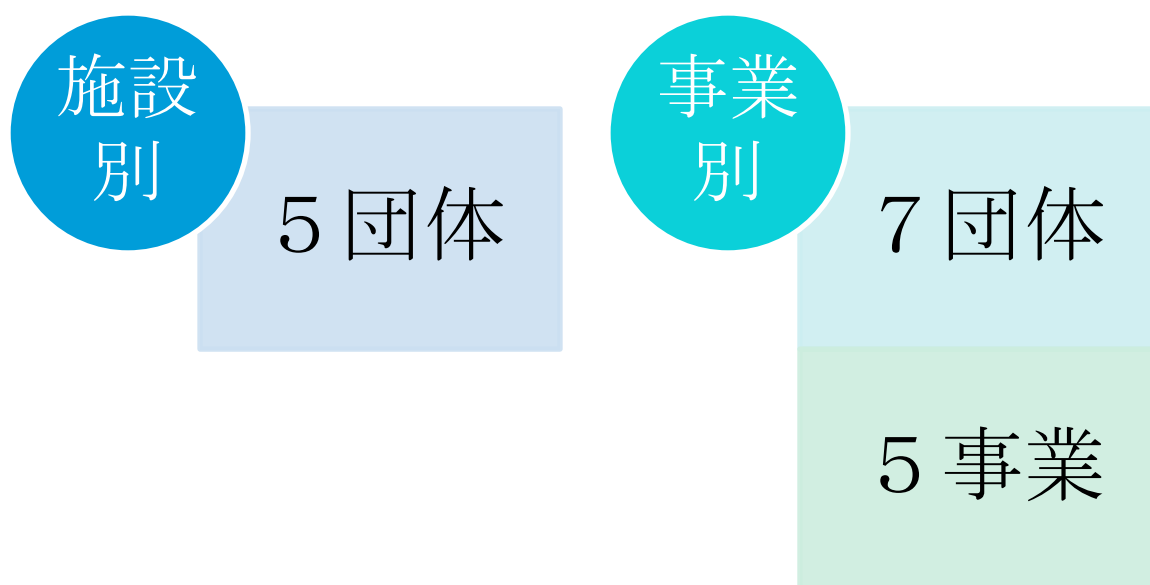
(例)：資産の過剰計上・計上漏れ、過去の資産台帳において一括計上されていた資産の分割

「セグメント分析を見据えた施設番号(コード)の付与」

資産の総量を把握できた場合であっても、資産保有状況が適切かどうかを判断するにあたっては情報が不足しています。類似団体との比較によって、住民 1 人当たりの資産・負債の状況を把握し、金額の高低によって大まかな分析は可能ですが、各地方公共団体の個別状況によって本来の意味の適正化を図ることは困難です。適切な資産保有状況を見出すにあたって、使用（行政）目的等の区分に対応した施設番号を付与することにより、行政目的内における分析への足掛かりとなります。また、施設別行政コスト計算書の作成にも連携する事項です。

(2) 行政運営における課題

地方公会計制度の目的として「財政の効率化・適正化」があり、資産債務管理や予算編成・政策評価等への活用が求められています。先進団体においては、予算編成等に活用されている事例もあります。また、総務省の研究会では、モデルとなる市町村を募り、セグメント(施設・事業)別財務書類の作成に取り組む団体も出てきています。



弊団体では、前述の資産の将来更新において、将来の財源不足が表れています。現金の面では、歳入歳出予算の作成により、枯渇する事態となる可能性を阻止できると言えますが、債務超過となる可能性を阻止できているとは言えません。

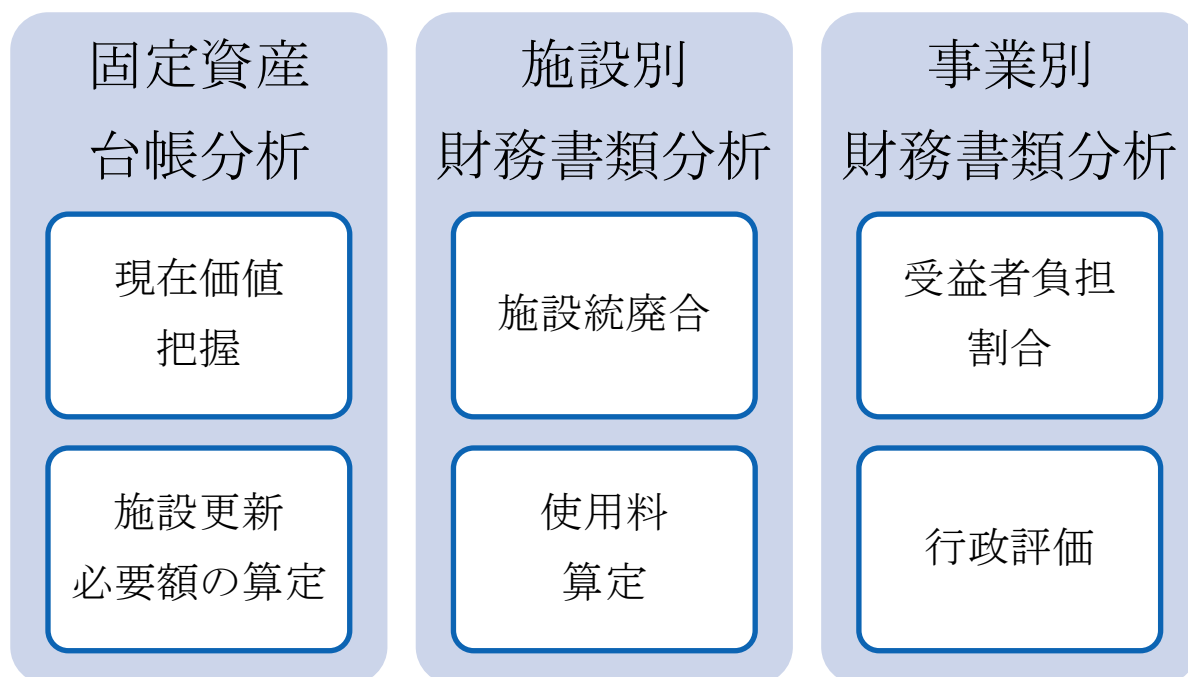
貸借対照表(BS)より、資産は負債(将来負担)と純資産(過去・現在世代負担)から構成されています。

本市は純資産の額はプラスとなっています(純資産の額がマイナスになった場合を債務超過といいます)が、年々純資産は減少傾向にあり、単純計算で行くとおおよそ 75 年～90 年で債務超過が予想されます。

純資産変動計算書(NW)より、本年度差額は、“財源△純行政コスト”によって算出されます。財源は、税収等(住民税・交付税等)と国県等補助金で構成されているため、人口の増減や補助対象事業の有無等によって変動します。純行政コストは純経常行政コスト(PL、毎年度発生が見込まれるコスト)に臨時利益・臨時損失を加味した、一会計期間のコストの総額を表します。

本年度差額の金額を改善するにあたって、①財源の増加②純行政コストの減少(臨時損失の減少・臨時利益の増加)③純経常行政コストの減少(経常費用の減少・経常収益の増加)が考えられます。

「①財源の増加」「②純行政コストの減少」は変動させることが難しいため、「③純経常行政コストの減少」が実現可能な策であるといえます。しかし、コストの内訳として表れる「人件費」「移転費用(補助金等)」等の削減は、行政サービスの低下にもつながる可能性が大きいので、固定資産に関する「減価償却費」「維持補修費」や経常収益のうち「使用料及び手数料」の改善が挙げられます。前者については、セグメント(施設別)分析・固定資産台帳分析が、後者についてはセグメント(事業別)分析が改善への第一歩となり得ます。



また、総務省より行われている「統一的な基準による財務書類に関する調査」において、財務四表・指標の分析(経年比較・類似団体比較)を行っています。しかし、調査における分析は市町村単位(一般会計等・全体会計・連結会計)のため概略となっており、詳細な現状把握を行うためには“セグメント(事業別・施設別)分析”が必須となります。

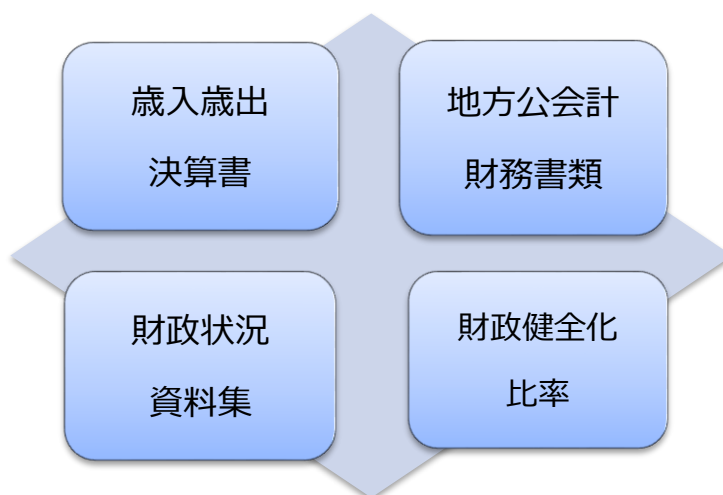
セグメント分析を行うにあたっては、各区分の設定や予算科目等との連携のほか、各種計画(人口ビジョン・総合計画 etc.)が必要になるため、即座に実施可能ではありませんが、今後見据える必要があります。

(3) 公表における課題

地方公会計制度の目的として、「説明責任の履行」があり、住民や議員へのわかりやすい公表が求められています。総務省の調査においても、固定資産台帳・財務書類の完成時期や公表状況が問われる状況になっていることから、より一層わかりやすい公表が求められることになるでしょう。

一方、地方公共団体の財政状況の公表に関する資料として、「地方公会計制度に基づく財務書類」以外に「歳入歳出決算書」「地方財政状況調査(決算統計)に基づく財政状況資料集」「財政健全化比率」等が挙げられます。

“わかりやすさ”を担保するには“正確さ”が必要となるため、前述の財政状況に関する資料において、内容が共通する部分の整合性を図ることが求められています。



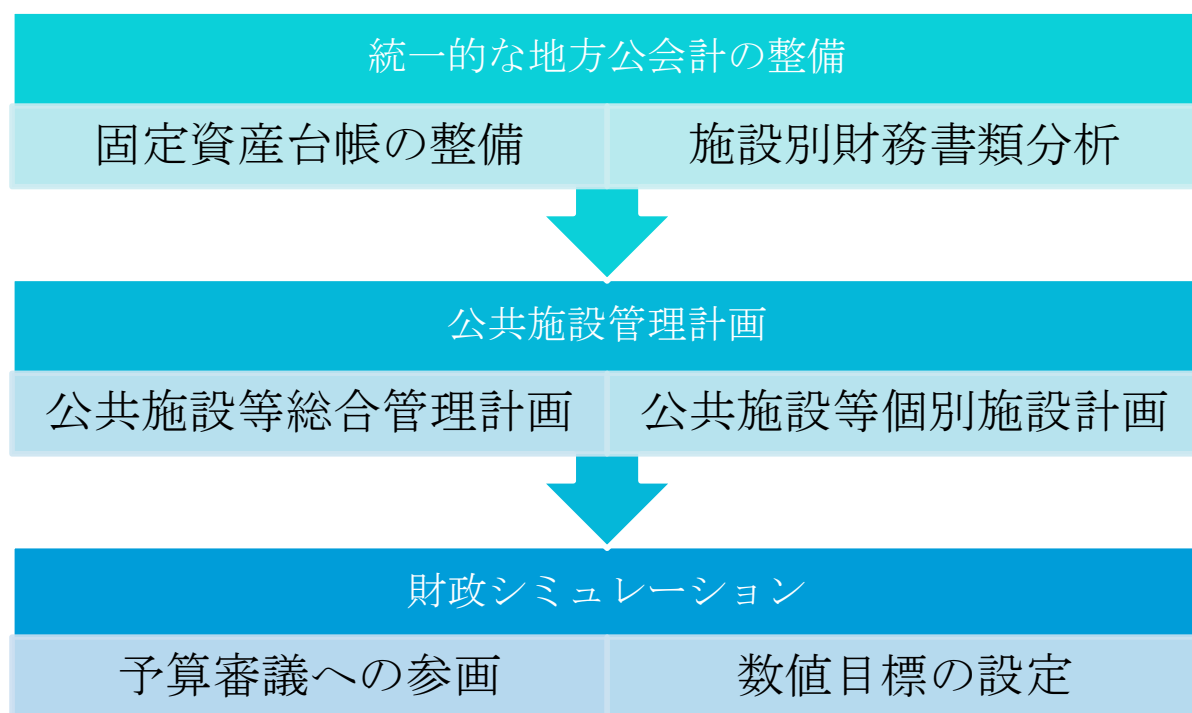
歳入歳出決算書の「財産に関する調書(公有財産台帳)」は、地方自治法施行規則に基づいて作成されており、「公有財産(土地・建物・出資 etc.)」「物品」「債権」「基金」等が記載されています。地方公会計制度における「固定資産台帳」については「公有財産(うち土地・建物)」と「物品」が、地方公会計制度における「財務四表」のうち「貸借対照表(BS)」については「公有財産(うち有価証券・出資金 etc.)」と「債権」「基金」が計上されており、両者の整合性を図る必要があります。

	公有財産台帳	固定資産台帳	固定資産課税台帳
準拠法・制度	地方自治法	地方公会計制度	地方税法
目的	運用管理・現状把握	現在価値の把握	固定資産税の算定
範囲	土地・建物 etc.	所有する全ての資産	課税対象資産
金額	なし	あり	あり

なかでも、「土地・建物・物品」については、両者に共通して計上されているにもかかわらず、差異が生じている場合が多く、個別施設計画を筆頭に施設の老朽化・適正配置等が問題視され、自然災害で施設の管理体制も問われる昨今の状況において、両台帳の整合性を図ることは喫緊の課題です。但し、現状では財産に関する調書(公有財産台帳)と財務書類(固定資産台帳)の作成スケジュールが異なっているため、業務期間は1ヵ年ではなく1.5ヵ年と考えなければなりません(下図参照)。

		財産に関する調書 (公有財産台帳)	財務書類 (固定資産台帳)
○+1年度	4月	○年度の増減確認	○年度末時点 差異特定
	5月		○年度の減少確認
	6月		
	7月	完成	○年度の増加確認
	8月	監査	
	9月	公表	
	10月		完成
	11月		○年度末時点 差異特定
	12月		
	1月		公表
	2月		
	3月		
○+2年度	4月	○+1年度の増減確認	○+1年度の増減を確認 (土地・建物)
	5月		
	6月		
	7月	完成	○+1年度の増減を確認 (土地・建物以外)
	8月	監査	
	9月	公表	
	10月		完成
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

(4) 他計画との連携・活用における課題

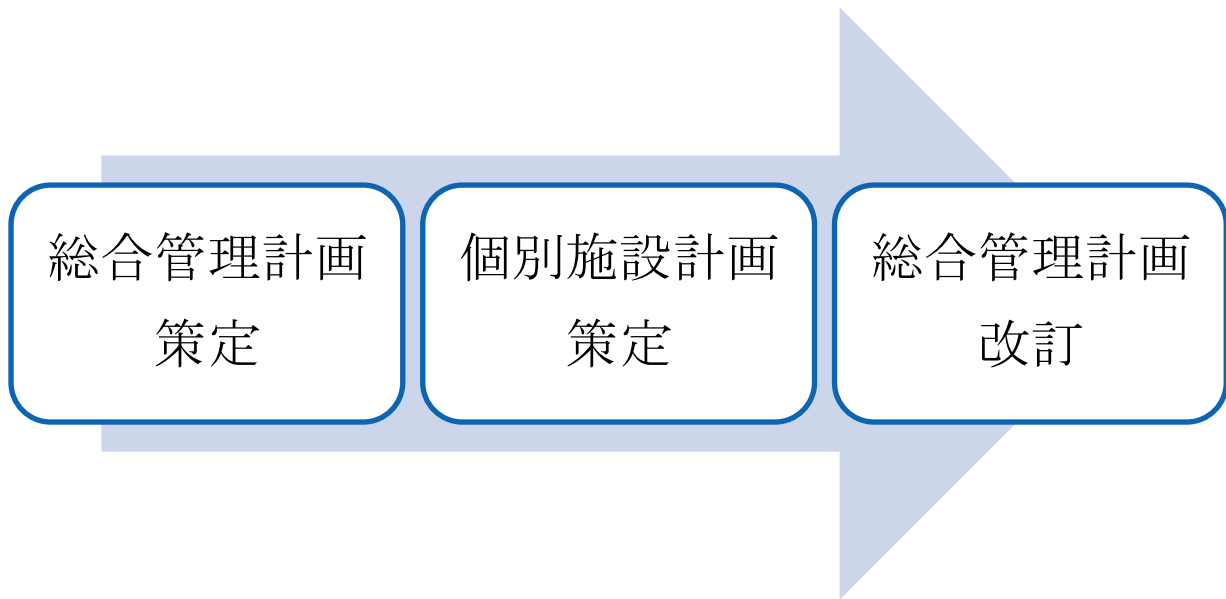


平成 26 年度より長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「公共施設等総合管理計画」及び、「個別施設計画」の策定と推進が進められてきました。

令和 3 年 1 月 26 日通達の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」では、地方公会計、特に固定資産台帳の内容を盛り込むことが望ましいこととしてあげられています。これにより、各施設計画を策定するための主たる台帳は固定資産台帳が前提と言えます。

また、今後の施設の保有に関する数値目標の算出や、その前提となる施設の維持管理・更新等に係る経費の算出方法には、減価償却費等の発生主義的観点からのアプローチは必要不可欠であると言え、台帳のみならず、更なる公会計要素の活用が求められています。

各計画を策定するにあたり、資産更新の課題や、施設別セグメント分析は十分に有用な情報となり得るため、今後も継続し、固定資産台帳の整備及びその活用方法を十分に検討するべきと言えます。



総合管理計画の策定

総務省より、平成 26 年度から平成 28 年度までの策定が要請されました。更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化が目的です。計画策定に乗じて、地方公会計制度における固定資産台帳の整備を行った地方公共団体も少なくありません。

※固定資産台帳に計上される資産の全てが公共施設総合管理計画の対象となるわけではないため、固定資産台帳の計上漏れが散見されます。

個別施設計画の策定

公共施設等総合管理計画・インフラ長寿命化基本計画を踏まえて、令和 2 年度までの策定が要請されました。個別施設ごとの「点検・診断による状況」「維持管理・更新等の対策に係る優先順位」「対策の内容・実施時期」「対策費用」など、具体的な対応方針を定めることが目的です。

※有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討や、施設別財務書類により、再配置・統廃合等の検討や個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認等の実施が可能です。

総合管理計画の改訂

個別施設計画の策定期限が到来するため、令和 5 年度までに総合管理計画の見直しが要請されています。総合管理計画の策定から一定の期間が経過したこと・国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 2 年度中に見直される予定であること等の要請の要因と挙げられます。その際、総合管理計画の期間内である・全ての個別施設計画の策定が完了していない等の場合であっても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこととされています。

改訂に伴う記載事項として、「必須事項」「記載が望ましい事項」の二つに区分されており、それ以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載することとされています。

必須事項

- ・ 基本的事項
- ・ 維持管理・更新等にかかる経費
- ・ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

記載が望ましい事項

- ・ 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ・ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ・ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
- ・ 保有財産(未利用資産等) 活用処分に関する基本方針

基本的事項については、計画策定(改訂)年度・計画期間・施設保有量とその推移・現状や課題に関する基本認識・過去に行った対策の実績・有形固定資産減価償却率の推移が該当します。

維持管理・更新等に係る経費については、現在の維持管理経費のほか、施設更新に係る経費（少なくとも10年程度の期間における）見込み（耐用年数経過時に単純更新した場合・長寿命化対策を反映した場合）、対策の効果額が該当します。また、総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ることとされています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針が該当します。

公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、財政負担の平準化を行う必要があります。上記計画の策定・改訂をすることで、各種事業債を発行できます。資産・負債（ストック）の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳の活用と財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たし、計画的な施設整備・財政運営を実施することを目指す必要があります。

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業	90%	財政力に応じて 30~50%
③ 転用事業		
④ 立地適正化事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業		
⑥ 脱炭素化事業		
⑦ 除却事業	90%	—